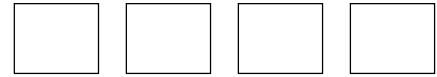


## 民法 総則

## 権利能力 意思能力 制限行為能力者



〔民法〕

第3条 私権の享有は、出生に始まる。

(成年)

第4条 年齢20歳をもって、成年とする。

(未成年者の法律行為)

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(未成年者の営業の許可)

第6条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

(後見開始の審判)

第7条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

(成年被後見人及び成年後見人)

第8条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

(成年被後見人の法律行為)

第9条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

(保佐開始の審判)

第11条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第7条に規定する原因がある者については、この限りでない。

(被保佐人及び保佐人)

第12条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

(保佐人の同意を要する行為等)

第 13 条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし第 9 条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 1 元本を領収し、又は利用すること。
- 2 借財又は保証をすること。
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 4 訴訟行為をすること。
- 5 贈与、和解又は仲裁合意をすること。
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 7 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 9 第 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること。

3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第 15 条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第 7 条又は第 11 条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

- 2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 補助開始の審判は、第 17 条第 1 項の審判又は第 876 条の 9 第 1 項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)

第 16 条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する審判等)

第 17 条 家庭裁判所は、第 15 条第 1 項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとする行為は、第 13 条第 1 項に規定する行為の一部に限る。

- 2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

- 4 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

〔民法〕

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第 20 条 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、1 箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人に対しては、第 1 項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

第 21 条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

〔参考判例〕

1 事実上意思能力を欠く者の法律行為は、無効である。（大判明 38・5・11）

2 制限行為能力者であることを黙秘することは、制限行為能力者の他の言動などと相まって、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときには、民法 21 条にいう「詐術」にあたるが、黙秘することのみでは右詐術にあたらぬ。（最判昭 44・2・13）

「権利能力」とは、権利義務の主体となりうる資格のこと。

「意思能力」とは、自己の行為の結果を判断することのできる精神能力のこと。

「行為能力」とは、権利義務をもつための行為を単独で完全にできる能力のこと。

☆☆☆ 過去問チェック ☆☆☆

- 1 買主である団体Dが、法律の規定に基づかずに成立した権利能力を有しない任意の団体であった場合、Dが、売主Aとの間で売買契約を締結しても、当該土地の所有権はDに帰属しない。 (H17-1-3)

→ 権利能力が認められるのは、自然人及び法人であり、任意の団体には認められないため、AD間で売買契約を締結したとしても、Dに所有権は帰属しない。

(○)

- 2 父母とまだ意思疎通することができない乳児は、不動産を所有することができない。 (H25-2-1)

→ ※ 1の解説参照 私権の享有は、出生に始まる。(民§3) 生まれたばかりの子や、精神上の障害により事理を弁識する能力欠く者であっても権利能力はあり、契約当事者となることができる。

(×)

- 3 意思能力を欠いている者が土地を売却する意思表示を行った場合、その親族が当該意思表示を取り消せば、取り消しの時点から将来に向かって無効となる。

→ 意思無能力者のなした法律行為は当初より無効である。判断能力の未熟な者のなした意思に拘束力を認めないのは当然であるとされている。取り消しできる法律行為ではない。

(×)

- 4 買主Cが意思無能力者であった場合、Cは、売主Aとの間で締結した売買契約を取り消せば、当該契約を無効にできる。 (H17-1-2)

→ ※ 3の解説参照

(×)

- 5 AB間の売買契約が、Aが泥酔して意思無能力である間になされたものである場合、Aは、酔いから覚めて売買契約を追認するまではいつでも売買契約を取り消すことができ、追認を拒絶すれば、その時点から売買契約は無効となる。 (H19-1-4)

→ ※ 3の解説参照

(×)

- 6 土地を売却すると、土地の管理義務を免れることになるので、婚姻していない未成年者が土地を売却するに当たっては、その法定代理人の同意は必要ない。 (H22-1-1)

→ 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。(民§5-I) 土地を売却する行為は、法定代理人の同意を必要とする法律行為である。

(×)

- 7 未成年者が婚姻をしたときは、成年に達したものとみなされる。

→ 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。(民 § 735)

(○)

---

- 8 未成年者が土地を売却する意思表示を行った場合、その未成年者が婚姻をしても、親権者が当該意思表示を取り消せば、意思表示の時点に遡って無効となる。

→ 未成年者は婚姻すると成年に達したものとみなされるので、意思表示を取り消すことはできない。(民 § 735) (民 § 5-II)

(×)

---

- 9 未成年者は、婚姻をしているときであっても、その法定代理人の同意を得ずに行った法律行為は、取り消すことができる。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りではない。(H20-1-2)

→ ※ 8の解説参照

(×)

---

- 10 営業を許可された未成年者が、その営業のための商品を仕入れる売買契約を有効に締結するには、父母双方がいる場合、父母のどちらか一方の同意が必要である。(H25-2-2)

→ 営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。(民 § 6-I) 法定代理人の同意を得ることなく、単独で営業に関する売買契約を締結することができる。

(×)

---

- 11 買主Eが婚姻している未成年者であり、当該婚姻がEの父母の一方の同意を得られないままになされたものである場合には、Eは未成年者であることを理由に、売主Aとの当該売買契約を取り消すことができる。(H17-1-4)

→ 未成年者が婚姻するには、原則として父母の同意を得なければならない。(民 § 737-I) 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。(民 § 737-II) Eは、婚姻により成年に達した者とみなされるため、Aとの売買契約を取り消すことはできない。(民 § 735) (民 § 5-II)

(×)

---

- 12 男は18歳に、女は16歳になれば婚姻することができるが、父母双方がいる場合には、必ず父母双方の同意が必要である。(H25-2-3)

→ ※ 11の解説参照

(×)

---

- 13 満15歳に達した者は、父母の同意を得なくても、遺言をすることができる。

→ 15歳に達したものは遺言をすることができる。(民 § 961)

(○)

- 
- 14 成年被後見人が成年後見人の事前の同意を得て土地を売却する意思表示を行った場合、成年後見人は、当該意思表示を取り消すことができる。

→ 成年被後見人は、法定代理人に代理してもらわなければ、原則として法律行為において権利義務の主体となりえない。成年被後見人が成年後見人の同意を得てなした法律行為は、取り消すことができる法律行為となる。(民 § 9)

(○)

- 
- 15 成年被後見人が行った法律行為は、事理を弁識する能力がある状態で行われたものであっても、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りではない。(H20-1-1)

→ 成年被後見人の法律行為は取り消すことができる。(民 § 9) 事理を弁識する能力がある状態で行われたものであっても、同様である。

(○)

- 
- 16 成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物を売却するためには、家庭裁判所の許可が必要である。(H22-1-2)

→ 成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。(民 § 859 の 3)

(○)

- 
- 17 被保佐人が保佐人の事前の同意を得て土地を売却する意思表示を行った場合、保佐人は、当該意思表示を取り消すことができる。

→ 被保佐人が民法 13 条 1 項各号に規定する行為をするには、保佐人の同意を得なければならない。(民 § 13-I) 土地の売却は民法 13 条 1 項 3 号に該当する。本間の場合、保佐人の事前の同意を得て土地の売却の意思表示を行っているので取り消すことはできない。

(×)

- 
- 18 被保佐人が、保佐人の同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可を得ないでした土地の売却は、被保佐人が行為能力者であることを相手方に信じさせるため詐術を用いたときであっても、取り消すことができる。(H20-1-4)

→ 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。(民 § 21)

(×)

- 
- 19 被保佐人については、不動産を売却する場合だけではなく、日用品を購入する場合も、保佐人の同意が必要である。(H22-1-3)

→ 被保佐人が民法 13 条 1 項各号に規定する行為をするには、保佐人の同意を得なければならないが、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りではない。(民 § 13-I ただし書)  
(×)

---

- 20 買主Bが被保佐人であり、保佐人の同意を得ずに売主Aとの間で土地の売買契約を締結した場合、当該売買契約は当初から無効である。(H17-1-1)

→ 被保佐人が保佐人の同意を得ずにした土地の売買契約は、取り消すことができる法律行為である。(民 § 13-IV) 当初から無効ではない。  
(×)

---

- 21 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者につき、四親等内の親族から補助開始の審判の請求があった場合、家庭裁判所はその事実が認められるときは、本人の同意がないときであっても同審判をすることができる。(H20-1-3)

→ 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者は被補助人の要件に該当する。(民 § 15-I) 被補助人の場合、本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。(民 § 15-II) 後見開始または保佐開始の審判は、本人の同意は常に不要である。  
(×)

---

- 22 被補助人が法律行為を行うためには、常に補助人の同意が必要である。(H22-1-4)

→ 補助人の同意が必要とされるのは、当事者が申し立てにより選択し、家庭裁判所が審判によって定めた「特定の法律行為」である。(民 § 17) (民 § 15-III) 同意を要することとする「特定の法律行為」は、民法 13 条 1 項に規定する行為の一部に限られる。(民 § 17-I ただし書)  
(×)

---

制限行為能力者のまとめ

	保護者	同意または代理を要する行為	
未成年者	親権者	原則としてすべての法律行為 ※ 例外あり (5 条 1 項ただし書・3 項、6 条)	法定代理人の同意を得て法律行為をするか、法定代理人に代理してもらわないと有効に法律行為はできない。
成年被後見人	成年後見人	日常生活に関する行為以外のすべての法律行為	成年後見人に代理してもらわないと有効に法律行為をすることはできない。
被保佐人	保佐人	13 条 1 項各号の法律行為	保佐人の同意またはこれに代わる家庭裁判所の許可が必要。
被補助人	補助人	13 条 1 項各号のうち特定の法律行為	13 条 1 項各号のうち家庭裁判所が定めた特定の法律行為をするときは、補助人の同意またはこれに代わる家庭裁判所の許可が必要。

制限行為能力者の相手方の催告権

催告の相手	催告の方法	確答を発しない場合
行為能力者となった、制限行為能力者であったもの	1 ヶ月以上の期間を定めて、追認するかどうか確答を求める。	追認したものとみなされる。
制限行為能力継続中の法定代理人、保佐人、補助人	1 ヶ月以上の期間を定めて、追認するかどうか確答を求める。	追認したものとみなされる。
被保佐人、17 条 1 項の審判を受けた被補助人	1 ヶ月以上の期間を定めて、保佐人または補助人の同意を得て追認を求める。	取り消したものとみなされる。